

令和2年4月6日

大臣官房官庁営繕部

内閣府新庁舎（仮称）の整備等をPFI方式により実施します

～「内閣府新庁舎（仮称）整備等事業」を特定事業として選定～

令和元年11月25日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業に関する実施方針を公表しました。

今般、同法第7条の規定に基づき、内閣府新庁舎（仮称）整備等事業を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表します。

1. 特定事業の概要

- ・ 事業名称 内閣府新庁舎（仮称）整備等事業
- ・ 事業方式 BTO（Build-Transfer-Operate）方式
- ・ 事業概要 別添資料のとおり

2. 客観的評価の結果

客観的評価の詳細は、下記のホームページに公表しています。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk5_000003.html

<お問い合わせ先>

大臣官房官庁営繕部	計画課	民間資金等活用営繕事業対策官	櫻木 邦浩	（内線 23212）
	整備課	特別整備室	企画専門官	佐々木 賢一郎（内線 23614）
代表：03-5253-8111	直通：03-5253-8243	FAX：03-5253-1544		